

子どもの居場所づくり応援事業
「あいち子ども食堂応援ステーション」認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下、「県社協」）が行う子どもの居場所づくり応援事業において実施する、子ども食堂への食材の確保において、子どもの居場所づくりに資する取組を行う団体等が身近な地域で食品の提供を受けるため、食品の保管場所となる「あいち子ども食堂応援ステーション」（以下、「あいステ」）の認定に関し、必要な事項を定める。

(基準)

第2条 次の各号のすべてに該当する場合、あいステとして認定する。

- (1) 独自に食材等を確保する手段を有し、自律的に活動を行うことができること。
- (2) 提供食品等を衛生的に保管できるスペースを有し、またこれを無償で保管できること。
- (3) 提供食品等を適切に管理し、これを賞味期限等の定められた期限内に配布できること。
- (4) 提供食品等を近隣地域の子どもの居場所づくりに資する取組を行う団体に対し、提供する意思があり、事前に時間等を調整の上、これを受け渡すことができること。
- (5) 提供食品等の転売やバザーなど営利を目的とした転用をしない。また、食品等の提供を受ける団体による目的外の横流し、転売などが無いよう、これを指導し、提供食品等の管理をあいステの責任において行うことができること。
- (6) 上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する団体は、あいステの対象としない。
 - ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化教育することを主たる目的とする団体
 - ②政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする団体
 - ③暴力団またはその構成員の統制の下にある団体
 - ④暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体

(あいステの認定)

第3条 県社協は、別紙の「あいち子ども食堂応援ステーション認証申込書」の提出を受けた時は、前条の基準を満たす団体等に対し、別に定める認定証を交付する。

(認定の有効期間)

第4条 認定の有効期間は、交付を行った日から1年間とする。

- 2 認定証の交付を受けた団体が、認定の有効期限が終了後も、引き続きあいステとして活動する場合は、自動で1年更新したものとする。

(認定の辞退)

第5条 認定証の交付を受けた団体が、都合によりあいステの運営が困難となった場合、有効期間の終了を待たずに、辞退することができる。

(認定の取り消し)

第6条 県社協は、認定証の交付を受けた団体等が第2条の基準を満たすことができなくなり、あいステの運営に支障があると判断した場合、認定の取り消しを行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。